

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を改正する省令

(傍線部分は改正部分)

改 正 案 現 行

(建築物飲料水水質検査業の登録基準)

第二十七条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第四号

に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する

者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

イ 高圧蒸気滅菌器及び恒温器

ロ フレームレス—原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光

分光分析装置又は誘導結合プラズマ—質量分析装置

ハ イオンクロマトグラフ

ニ 乾燥器

ホ 全有機炭素定量装置

ト pH計

トリ 分光光度計又は光電光度計

チガスクロマトグラフ—質量分析計

リ 電子天びん又は化学天びん

二(四) (略)

(建築物飲料水水質検査業の登録基準)

第二十七条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第四号

に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する

者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

イ 高圧蒸気滅菌器、乾熱滅菌器、乾燥器及びふ卵器

ロ フレームレス—原子吸光光度計又は誘導結合プラズマ発光

分光分析装置

ハ 光電分光光度計又は光電光度計

ニ ガスクロマトグラフ

ホ 蒸留装置及び還流冷却装置

トリ (新設)

ホ (新設)

ト (新設)

チ (新設)

二(四) (略)

(登録の申請)

第三十一条 (略)

2~8

(略)

(登録の申請)

第三十一条 (略)

2~8

(略)

9 法第十二条の二第一項第八号の事業に關し登録を受けようとす
る場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならな
い。

一～四 (略)

五 空氣環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検
査の監督を行う者の氏名を記載した書面並びにその者が第三十
条第五号に規定する者であることを証する書類

六～八 (略)

9 法第十二条の二第一項第八号の事業に關し登録を受けようとす
る場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならな
い。

一～四 (略)

五 空氣環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検
査の監督を行う者が第三十条第五号に規定する者であることを
証する書類

六～八 (略)